

証券コード1429
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番2号
株式会社日本アクア
代表取締役社長 中 村 文 隆

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.n-aqua.jp/ir/stock/resolve/>

また、電子提供措置事項は、上記のほか、インターネット上の下記東証ウェブサイトにも掲載
しております。東証ウェブサイトにおいては、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索
し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げま
す。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状
況やご自身の健康状態をご考慮頂き、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上
げます。当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等（電磁的方法）による議決権の
行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等によって議決権を行使いただく場合はお手数ながら株主総会参考書
類をご検討の上、2023年3月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよ
うお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着する
ようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、
同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面
の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権
行使のご案内」をご確認いただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日(火曜日) 午前10時 受付開始午前9時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラスカンファレンス アネックス棟3F
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第19期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度設定の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1)電子提供措置事項のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
(2)インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
(3)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項等につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご発送に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催としたいと存じます。本株主総会当日につきましては、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスク着用、アルコール消毒などを実施する予定です。座席も30席程度となる見込みであり、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限

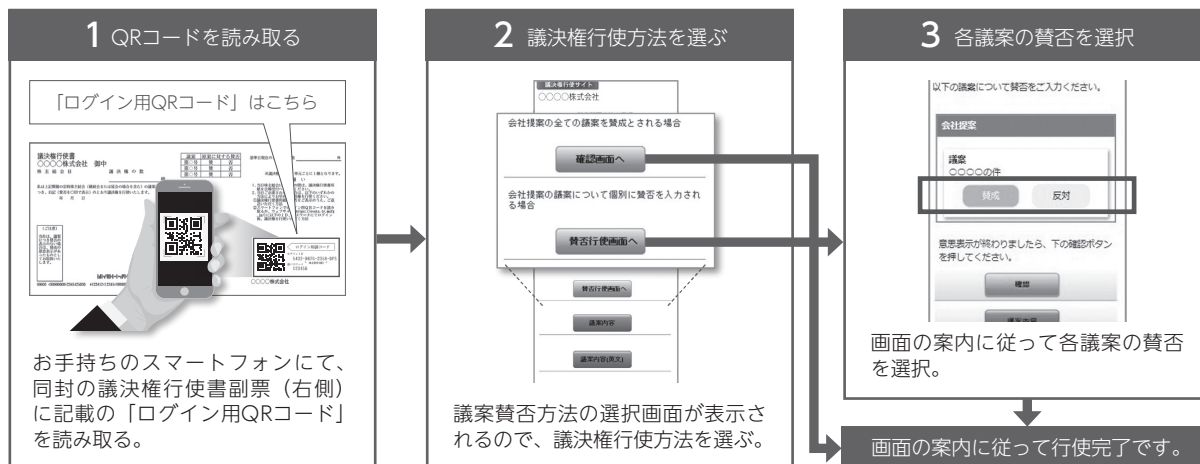
3月27日（月曜日）
午後6時まで



スマートフォンによる方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は… 次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

以降、画面の案内に従い、議決権をご行使ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信が指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料) 受付時間：9：00～21：00

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかに持ち直しているものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響などが懸念されています。

当社が属する建築・住宅業界におきましては、わが国の2030年に向けた温室効果ガスの削減目標に合わせ、2022年6月13日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「『建築物省エネ法』改正法」という。)が成立し、2025年度以降新築する全ての住宅・建築物に省エネ基準への適合が義務付けられました。これを受け、2022年10月より住宅ローンの「フラット35」では、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)水準の住宅取得を対象とした借入金利を一定期間引き下げる「フラット35S(ZEH)」の新設などが行われ、住宅の断熱性や省エネ性に大きな関心が寄せられています。このような環境下、当社は、高気密・高断熱性能を有する「アクアフォームシリーズ」の商品力と全国施工ネットワークを有する強みを活用し、各部門において積極的な受注活動を展開してまいりました。

戸建部門においては、東京都の「東京ゼロエミ住宅」ほか各自治体による高い断熱性能や省エネ性能の基準設定とともに、昨今の電気料金の高騰等を背景に「アクアフォームシリーズ」は安定した受注を確保し、同部門の売上高は過去最高の13,873百万円となりました。建築物部門においては、2021年から2022年にかけてウレタン原料の国際需給が逼迫した際、当社は独自の調達ルートを駆使し原料の安定供給に取り組み、顧客企業の満足と信頼の獲得に努めました。こうした原料調達から施工までの一気通貫型ビジネスモデルが改めて評価され大型案件の増加と、建築現場の火災リスク回避ニーズに即した当社不燃断熱材への引き合い継続により、同部門の売上高も過去最高の6,838百万円となりました。防水部門の売上高は315百万円、その他部門である、原料販売・機械等の売上高は4,642百万円となりました。なお、当事業年度期首より、リフォーム工事を従来のその他部門から親和性が高い戸建部門に変更し、今後の伸長を重視している防水工事を建築物部門から独立した防水部門とする組み替えを行っております。

(単位：百万円、%)

	第18期 2021年度 (組み換え後)	第19期 2022年度	増減額	増減比
戸建部門	13,521	13,873	+351	+2.6
建築物部門	5,371	6,838	+1,467	+27.3
防水部門	128	315	+187	+145.3
その他部門	4,882	4,642	△240	△4.9
売上高合計	23,903	25,670	+1,766	+7.4

この結果、当事業年度の売上高は、25,670百万円と前年同期比で7.4%の増収となりました。一方、ウレタン原料の素原料である原油、ナフサ、ベンゼン等の価格は需要減退懸念から足元では落ち着いた推移となっていますが、当社の調達価格については、高止まりが続いております。このような原料調達環境の中、当社では複数社調達を始めとする原料確保と商品の安定供給に努め、コストアップ対策として商品販売価格の改定を行いつつ、継続的な改善を通じた品質の安定化と原価低減に取り組みました。

さらに、全社として受注時における工事採算性の重視を徹底することで収益の確保に努めるとともに、当社の強みである「施工力」の一層の強化に向け、認定施工店に対する施工代金の増額、当社社員の独立支援制度の拡充、保管倉庫等の施設賃貸といった様々な支援を実施いたしました。

以上により、売上総利益率は22.5%と前年同期比で2.7ポイントの改善、営業利益は2,329百万円と前年同期比で64.9%の増益、経常利益は2,359百万円と前年同期比で65.1%の増益、当期純利益につきましては1,549百万円と前年同期比で62.4%の増益となり、売上高、各段階利益とも過去最高を更新いたしました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は288百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 有形固定資産

建物	92百万円
土地	68百万円
機械及び装置等	70百万円
車両運搬具	19百万円

② 無形固定資産

ソフトウェア	17百万円
--------	-------

(3) 資金調達の状況

当社は、2022年12月19日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議しております。当該新株予約権の概要については下記3.(3)をご参照ください。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、各種政策の効果もあり、景気は持ち直していくことが期待されるものの、先行きは依然不透明なものとなっております。しかしながら、住宅・建築物に係る法制度の改正に加え、各種補助金や優遇税制、低金利融資等、様々な支援策の実施などにより、断熱材に対する世の中の注目はかつてないほど高まっております。このような情勢の下、当社の取り組みは次のとおりです。

① 全社的な取り組みについて

i. 事業活動全般について

会社設立以来、断熱材を事業の中心に据えてきた当社ならではの知見を活用し、断熱の効果は、省エネだけでなく脱炭素や健康維持にも貢献することを訴求するとともに、断熱性能に合わせた施工方法や各種支援策の活用などを提案することで事業の拡大に繋げてまいります。

ii. サステナビリティへの取り組み

当社は、「人と地球にやさしい住環境を創ることで社会に貢献」の経営理念の下、「アクアフ

フォームシリーズ」を普及させることによって住宅・建築物のCO2排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。直近では、ウレタン断熱材のリサイクルに注力しており、施工現場からウレタン端材を回収し、ブローイング断熱材として再製品化することで、産廃処理で発生するCO2排出量の削減に取り組んでいます。2022年には、リサイクル工場を関西、関東に新設し、既存の九州、仙台と合わせて全国4ヶ所で稼働しております。

iii. 「施工力」増強への取り組み

当社の競争力の源泉は「施工力」であり、当社工務社員及び認定施工店社員の増員と吹付機械台数の増加、稼働率の向上により工事体制を拡充することが戸建、建築物、防水部門共通の課題であります。そのために、当社工務社員の増員を最優先事項と捉え働き方改革を進め、完全週休2日制（2023年度からは土日休み）の導入、首都圏手当や子育て支援手当など各種手当の拡充に伴う賃金の引き上げ、SNS等を活用した求人募集、全国各地への営業拠点の設置等の施策を講じ、積極的な採用活動に取り組んでいます。

iv. プライム市場上場維持について

当社は、2021年12月20日付にて「新市場区分における上場維持基準の適合に向けた計画書」を開示し、2023年12月末までにプライム市場の上場維持基準を満たすため、企業価値を向上させるとともに、サステナビリティへの貢献を図り、株式市場で適正な評価を得ること及び当社株式の流動性を向上させることを課題として捉えています。その取り組みとして、2022年12月に流通株式数の増加等を目的とした新株予約権の発行を取締役会で決議したほか、高気密・高断熱性の「アクアフォームシリーズ」で住まいの省エネルギー化（脱炭素）の促進、IRの強化、株主還元の拡充を行っております。

② 品目別の見通しについて

i. 戸建部門

戸建部門では、「『建築物省エネ法』改正法」の成立を好機と捉え、ZEH基準（断熱等級5相当）や上位基準の施工方法の提案を推進することで、施工単価の向上を図るとともに、施工力の拡充を背景に既存取引先の深掘りや新規取引先の開拓を進めることで施工棟数の増加を図ってまいります。

ii. 建築物部門

建築物部門では、戸建部門と同様に断熱性能を高めた提案を行うとともに、建築現場における火災リスク回避のニーズに資する不燃断熱材「アクアモエンNEO」とともに、2023年2月より溶接・溶断火花による着火を防ぎ、防火性を発揮する新製品「アクアバリア」をラインナップに加えることで、建築物の用途に合わせた幅広い対応を行ってまいります。

iii. 防水部門

防水部門では、ポリウレア防水材の「アクアハジクン」の拡販を進めてまいります。戸建部門との協業で全国ハウズビルダーや工務店の採用を図るとともに、建築物部門と協業し、工場や商業施設を始めとする大型案件の獲得を進めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期 2019年度	第17期 2020年度	第18期 2021年度	第19期 2022年度
売 上 高(千円)	21,366,509	21,872,218	23,903,421	25,670,205
経 常 利 益(千円)	1,909,431	1,911,938	1,429,232	2,359,918
当 期 純 利 益(千円)	1,275,023	1,342,695	953,802	1,549,154
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	39.50	41.57	29.52	47.99
総 資 産 額(千円)	15,379,153	16,021,943	18,279,278	21,969,963
純 資 産 額(千円)	6,843,033	7,638,279	7,951,431	7,966,564
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	211.88	236.46	246.09	254.41

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ヒノキヤグループ	100百万円	56.5%	グループ経営戦略の企画・立案及びグループ会社の経営管理・監督、グループ共通業務等
株式会社ヤマダホールディングス	71,124百万円	(56.5%)	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務

(注) 出資比率は、2022年12月31日現在の発行済株式の総数から自己株式3,447,171株を控除して計算しております。また、出資比率の(内書)は間接所有の割合であります。

② 親会社との取引に関する事項

株式会社ヒノキヤグループ及び株式会社ヤマダホールディングスと当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、事業活動を行う上での承認事項等、両社等との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。また、両社等ないしそのグループ会社とは断熱材の施工について一定の取引があります。

③ 子会社の状況

当社は海外子会社1社を有しておりますが、重要性が低いため、連結対象とはしておりません。

(8) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

- ① 戸建・建築物向け断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）の開発・販売・施工
- ② 環境省産業廃棄物広域認定制度資源リサイクルブローイング断熱材の製造・販売・施工
- ③ 戸建・建築物向け防水材の開発・販売・施工

(9) 主要な営業所及び事業所 (2022年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
関東事務センター	神奈川県横浜市港北区
西日本事務センター	大阪府大阪市西区
九州事務センター	福岡県福岡市博多区
青森営業所	青森県青森市
秋田営業所	秋田県秋田市
仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
新潟営業所	新潟県新潟市東区
埼玉営業所	埼玉県さいたま市桜区
神奈川営業所	神奈川県厚木市
名古屋営業所	愛知県名古屋市港区
松本営業所	長野県松本市
金沢営業所	石川県金沢市
大阪営業所	大阪府大阪市住之江区
岡山営業所	岡山県岡山市北区
鳥栖営業所	佐賀県鳥栖市
テクニカルセンター	神奈川県横浜市緑区
仙台リサイクル工場	宮城県仙台市宮城野区
関東リサイクル工場	千葉県白井市
関西リサイクル工場	兵庫県丹波市
九州リサイクル工場	福岡県筑後市

(10) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
422 名	16 名減	35.1 歳	4.1 年

(注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員数 (パートタイマー、契約社員) が含まれております。

(11) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
(株)三菱UFJ銀行	1,068,000
(株)三井住友銀行	1,014,000
(株)みずほ銀行	960,000
(株)千葉銀行	957,000
(株)埼玉りそな銀行	948,000
(株)武蔵野銀行	498,000
(株)第四北越銀行	325,000
(株)横浜銀行	115,000
三井住友信託銀行(株)	115,000
日本生命保険相互会社	33,200

(12) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数（2022年12月31日現在） 34,760,000株（自己株式3,447,171株を含む）
- (3) 株主数（2022年12月31日現在） 3,238名
- (4) 大株主（発行済株式の総数（自己株式を除く）に対する株式の保有割合の高い上位10名の大株主）（2022年12月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒノキヤグループ	17,700,000 ^株	56.5 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,571,400	5.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,409,400	4.5
中村 文隆	1,005,800	3.2
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	748,400	2.4
GOVERNMENT OF NORWAY	716,200	2.3
K I A FUND 136	690,900	2.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NONTREATY	681,200	2.2
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	667,000	2.1
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	410,684	1.3

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（3,447,171株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式の保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬（RS）制度を導入しております。

当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬（RS）に係る株式の種類及び数並びに交付対象者数は次のとおりです。

会社役員区分	株式の種類及び株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 2,000	2
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年12月20日に開示した「新市場区分における上場維持基準の適合に向けた計画書」の下、2023年12月末までにプライム市場上場維持基準の適合を果たすため、2022年12月19日、自己株式の取得と新株予約権の発行の組み合わせによる取り組みの実施を決議いたしました。当該自己株式の取得の結果は次のとおりです。なお、当社は、当社代表取締役社長である中村文隆から、その保有する当社普通株式のうち一部（1,000,000株）を売却した旨の連絡を受けております。

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 1,000,000株
- ・株式の取得価額の総額 889,000,000円
- ・取得日 2022年12月20日
- ・取得方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2022年12月19日、自己株式の取得と新株予約権の発行の組み合わせによる取り組みの実施を決議いたしました。当該取り組みによって発行された行使価額修正条項付第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、下記のとおりです。

- ・ 割当日 2023年1月6日
- ・ 割当予定先 大和証券㈱
- ・ 発行価額 本新株予約権1個当たり302円
- ・ 発行総額 3,020,000円
- ・ 当該発行による潜在株式数

潜在株式数：1,000,000株（但し、全て自己株式が充当される予定です。）

- ・ 資金調達額 882,520,000円（注）
- ・ 行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額は、889円（下限行使価額と同額）とし、上限行使価額はありません。下限行使価額は、889円（2022年12月19日の終値と同額（以下「下限行使価額」といいます。））とします。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

- ・ 本新株予約権の行使期間

2023年1月10日から2026年1月9日（ただし、当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとします。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。

- ・ 資金の使途

全額設備資金に充当する予定であります。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 文隆	Aquafoam Asia Associates 代表取締役
専務取締役 (管理本部・財務経理本部担当)	村上 友香	
取締役 (開発部・テクニカルセンター担当)	永田 和久	
取締役	土谷 忠彦	
取締役	枡田 由貴	サンライズ法律事務所パートナー (株)アズ企画設計社外取締役 (監査等委員)
取締役	樋口 尚文	樋口公認会計士事務所代表 日本紙パルプ商事(株)社外監査役 東北大学会計大学院教授 日本公認会計士協会理事
常勤監査役	玉神 順一	
監査役	中西 勇助	
監査役	仁科 秀隆	中村・角田・松本法律事務所パートナー (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役 (監査等委員) パリオセキュア(株)社外取締役 (監査等委員) 富士ソフト(株)社外取締役
監査役	近藤 弘	(株)クリフィックスFAS代表取締役

- (注) 1 取締役土谷忠彦氏、枡田由貴氏及び樋口尚文氏は、社外取締役であります。土谷忠彦氏、枡田由貴氏及び樋口尚文氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2 監査役玉神順一氏、中西勇助氏、仁科秀隆氏及び近藤弘氏は、社外監査役であります。玉神順一氏、中西勇助氏、仁科秀隆氏及び近藤弘氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 3 監査役近藤弘氏は、主に公認会計士として企業会計に関する経験と監査に関する幅広い知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会の審議又は決定を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ii. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社の取締役（独立社外取締役を除く。）の報酬は基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の3種類で構成され、各々の個人別報酬は以下のとおり決定されます。

- [1] 基本報酬は取締役報酬内規に基づき、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [2] 業績連動報酬等は業績を踏まえた上で、役位毎の基礎額と、業績寄与度を加味して決算期末に支給するもので、取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [3] 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）
当社企業業績へのインセンティブを与え、株主との利益共有を図ることを目的として、金銭債権を現物出資財産として給付するもので、役位、経験年数、当社の業績及び業績寄与度を軸に諸般の事情を考慮し、報酬委員会で審議の上、取締役会で決定します。
- [4] 各報酬の構成割合は、中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株主メリット・デメリットを共有するために、最も適切な支給割合とすることを方針とします。具体的な割合については取締役会の委任により、報酬委員会で決定します。
- [5] 報酬を与える時期・条件に関する方針
各報酬別に下記のとおりとします。

・基本報酬	毎月
・業績連動報酬等	1月
・非金銭報酬等	4月

なお、独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬、業績連動型の要素が含まれないものとしております。本方針に従い、報酬委員会で審議されたうえで、報酬委員会で決定します。また、監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

iii. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の固定報酬及び業績連動報酬等については、報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、中村文隆代表取締役社長、村上友香専務取締役（管理本部・財務経理本部担当）、土谷忠彦社外取締役、松田由貴社外取締役及び樋口尚文社外取締役から構成される報酬委員会が取締役会の委任を受けて決定しております。報酬委員会については、その権限が適切に行使されるようにするための措置として、委員の過半数を社外取締役としているほか、常勤監査役がオブザーバーとして出席可能であり、また、報酬委員会が必要と認めるときは、報酬委員及び常勤監査役以外の者を報酬委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができることとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額については、2017年3月28日開催の第13回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役分2千万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議されております。当該決議に係る取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。監査役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の第9回定時株主総会において年額3千万円以内と決議されております。当該決議に係る監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

上記の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬制度として、2019年3月27日開催の第15回定時株主総会において譲渡制限付株式制度の導入が決議されております。当該決議に係る取締役の員数は4名です。その総額は、企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的とすることを踏まえ相当と考えられる金額として年額7千万円以内と決議されております。

また、譲渡制限株式報酬として交付される株式は当社の普通株式であり、その総数は年250,000以内（但し、株式分割等に応じて合理的に調整する。）、譲渡制限期間はその払込期日から40年間までの間で予め定めた期間とし、譲渡制限の解除条件は、死亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位を喪失した場合その他正当な理由がある場合を除き当該譲渡制限期間中継続して当社取締役等の地位にあったことを条件とする旨が決議されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	182,133	144,938	34,900	2,295	7
(うち社外取締役)	(12,256)	(12,256)	(-)	(-)	(3)
監査役	19,245	18,245	1,000		4
(うち社外監査役)	(19,245)	(18,245)	(1,000)		(4)

(注) 1.非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬 (RS)であります。当社は、取締役 (社外取締役を除く) に対する当社の企業価値向上へのインセンティブ及び株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬 (RS) を導入しており、当事業年度における交付数等については、上記2.(5)をご参照ください。当事業年度において交付された株式に係る譲渡制限期間はその払込期日から40年間、譲渡制限の解除条件は、死亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位を喪失した場合その他正当な理由がある場合を除き当該譲渡制限期間中継続して当社取締役等の地位にあったことを条件とするものとされています。

2.業績連動報酬等に係る業績指標の内容は、当事業年度の経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営活動全般の利益を表すものであり、経営指標として重視しているためです。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、1.(6)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

3.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役樋口尚文氏の兼職先である樋口公認会計士事務所、日本紙パルプ商事(株)、東北大学会計大学院、日本公認会計士協会、社外取締役柏田由貴氏の兼職先であるサンライズ法律事務所、(株)アズ企画設計、社外監査役仁科秀隆氏の兼職先である中村・角田・松本法律事務所、(株)キタムラ・ホールディングス、バリオセキュア(株)、富士ソフト(株)及び社外監査役近藤弘氏の兼職先である(株)クリフィックスFASは、当社と取引関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況（出席回数/開催回数）

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	土谷 忠彦	20回/20回（出席率100.0%）	—
取締役	松田 由貴	20回/20回（出席率100.0%）	—
取締役	樋口 尚文	20回/20回（出席率100.0%）	—
監査役	玉神 順一	20回/20回（出席率100.0%）	14回/14回（出席率100.0%）
監査役	中西 勇助	20回/20回（出席率100.0%）	14回/14回（出席率100.0%）
監査役	仁科 秀隆	20回/20回（出席率100.0%）	14回/14回（出席率100.0%）
監査役	近藤 弘	20回/20回（出席率100.0%）	14回/14回（出席率100.0%）

③ 当事業年度における主な活動状況

- i. 土谷忠彦氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、経営の方針や経営改善について経験豊富な経営者の知見に基づき、積極的に発言を行っており、また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役候補者の選定及び取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対し有益なご意見やご指導を頂いております。
- ii. 松田由貴氏は、社外取締役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っており、また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役候補者の選定及び取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導を頂いております。
- iii. 樋口尚文氏は、社外取締役として経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に公認会計士として企業会計に関する豊かな専門知識と監査に関する幅広い知見や経験等に基づき、経営の方針や経営改善について積極的に発言を行っており、また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として取締役候補者の選定及び取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献するなど、当社経営に対して有益なご意見やご指導を頂いております。
- iv. 玉神順一氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、経営の方針や経営改善について、監査的見地から積極的に発言を行っております。

- v. 中西勇助氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、他社で長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を行っております。
- vi. 仁科秀隆氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に弁護士としての専門的な知見に基づき、積極的に発言を行っております。
- vii. 近藤弘氏は、社外監査役として、経営陣・支配株主等から独立した客観的立場で、主に公認会計士として企業会計に関する豊かな経験と監査に関する幅広い知見に基づき、積極的に発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償請求責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、現在、当社の各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は当該責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、その内容は次のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員の全員

② 被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は、全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③ 填補対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

④ 被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置内容

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬について監査役会が同意した理由

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 36,500千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を含めて記載しております。

- ③ 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業理念、定款、株主総会決議、取締役会規則及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役は、取締役会で決定した役割に基づき職務権限規程その他社内規則に従い当社の業務を遂行するとともに、毎月1回以上開催される取締役会において業務執行の状況を報告しております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施するとともに内部監査担当部署及び監査法人と連携して、監査役会規則及び監査計画書に従い、取締役の職務執行の適法性について監査を実施しております。

また、経理規程その他の社内規則に従い会計基準その他の関連する諸法令を順守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

使用人の職務の執行については、代表取締役が各部門会議等に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。監査役による監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査を充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び使用人の業務全般に係る情報については、文書取扱規程の保存区分に応じて適切かつ検索ができる状態にて保存・管理します。これらの保存・管理された文書は、取締役及び監査役から要請があれば容易に閲覧可能な状況であることを維持します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の取締役及び使用人は、定期的にそれぞれの部門に内在するリスクの洗い出しを行い、リスクを把握、分析、評価したうえで定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。

(4) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は各部門及び子会社の業務執行の適正を確保するための体制の確立と運用の権限と責任を有します。法令順守体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制及び効率的職務執行等について定められている社内規程及び子会社管理規程の定めるところに従い、当社取締役、執行役員、各部長及び子会社の社長は、業務の適正を確保するための体制整備・運用を行います。

当社の内部監査担当部署は、当社及び子会社の職務執行の状況を監査し、企業集団における業務の適正の確保に寄与します。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務分掌、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役がその職務を一時的に補助するための使用人を置くことを求めた場合には、監査役補助者を設置することができる体制を確保しております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。なお、監査役の職務を一定期間補助するための使用人を任命した場合は、当該使用人の異動・業績評価等人事権に係る事項の決定に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、監査役の事前の同意を必要とします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、監査役は必要に応じて、代表取締役、内部監査担当部署、監査法人と意見交換を行います。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理します。

- (9) 監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の実務又は業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を採っております。

- (10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図ります。監査役及び内部監査担当部署は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告します。

- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力との関係の遮断を企業防衛の観点より必要不可欠であると考え、市民生活の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図ります。社内規則では、反社会的勢力対策規程を制定し従業員個人及び会社としての反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて外部の専門家に意見を求めることができる体制を整えます。

7. 会社の業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回、社外役員懇談会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び各営業所の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。内部監査の結果については取締役会に報告しております。
- ④ 当社は「コンプライアンス委員会」を2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、「安全リスク管理委員会」を同じく2015年10月にスタートさせ、当事業年度においては6回開催し、職場の安全衛生や品質管理に関するリスク管理体制を見直しました。

（ 以上の事業報告における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 ）
（ なお、小数点及び百分比につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。 ）

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,136,367	流動負債	13,902,269
現金及び預金	2,676,798	買掛金	6,272,179
受取手形、売掛金及び契約資産	6,898,860	短期借入金	6,000,000
商品	305,182	1年内返済予定の長期借入金	33,200
原材料及び貯蔵品	2,816,446	リース債務	32,790
前渡金	27,775	未払金	567,035
前払費用	60,014	未払費用	170,801
未収入金	4,216,577	未払法人税等	670,554
未収消費税	134,535	前受金	52,589
その他	26,156	預り金	24,406
貸倒引当金	△25,979	賞与引当金	19,890
固定資産	4,833,596	その他	58,821
有形固定資産	4,346,104	固定負債	101,129
建物	2,121,751	リース債務	48,217
構築物	163,781	資産除去債務	39,543
機械及び装置	172,829	その他	13,368
車両運搬具	28,329	負債合計	14,003,399
工具、器具及び備品	29,347	純資産の部	
土地	1,680,298	株主資本	7,966,543
リース資産	57,008	資本金	1,903,649
建設仮勘定	92,757	資本剰余金	1,885,273
無形固定資産	96,296	資本準備金	1,883,649
借地権	15,000	その他資本剰余金	1,624
ソフトウェア	49,335	利益剰余金	6,270,636
リース資産	31,454	その他利益剰余金	6,270,636
その他	507	繰越利益剰余金	6,270,636
投資その他の資産	391,195	自己株式	△2,093,016
投資有価証券	1,975	評価・換算差額等	20
関係会社株	16,988	その他有価証券評価差額金	20
出資	560	純資産合計	7,966,564
従業員に対する長期貸付金	3,150	負債・純資産合計	21,969,963
長期前払費用	17,418		
破産更生債権	67,643		
繰延税金資産	234,213		
敷金及び保証金	101,510		
その他	14,988		
貸倒引当金	△67,254		
資産合計	21,969,963		

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,670,205
売上原価	19,885,228
売上総利益	5,784,977
販売費及び一般管理費	3,455,799
営業利益	2,329,177
営業外収益	
受取利息	39,212
受取保険金	3,475
業務受託料	4,283
その他	4,736
合計	51,707
営業外費用	
支払補償費	6,500
支払利息	12,162
その他	2,304
合計	20,966
経常利益	2,359,918
特別利益	
固定資産売却益	5,334
特別損失	
固定資産売却損	1,098
固定資産除却損	3,492
合計	4,590
税引前当期純利益	2,360,661
法人税、住民税及び事業税	869,071
法人税等調整額	△57,565
当期純利益	1,549,154

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年1月1日残高	1,903,649	1,883,649	1,388	1,885,037	5,367,699	5,367,699	△1,204,971	7,951,415
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△646,217	△646,217	-	△646,217
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△889,029	△889,029
自己株式の処分	-	-	236	236	-	-	984	1,220
当期純利益	-	-	-	-	1,549,154	1,549,154	-	1,549,154
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	236	236	902,937	902,937	△888,045	15,127
2022年12月31日残高	1,903,649	1,883,649	1,624	1,885,273	6,270,636	6,270,636	△2,093,016	7,966,543

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年1月1日残高	15	15	7,951,431
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△646,217
自己株式の取得	-	-	△889,029
自己株式の処分	-	-	1,220
当期純利益	-	-	1,549,154
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4	4	4
事業年度中の変動額合計	4	4	15,132
2022年12月31日残高	20	20	7,966,564

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外・・・・・・・・・・ 時価法(評価差額は全部純資産直入法により
のもの 処理し、売却原価は移動平均法による算定)

市場価格のない株式等 ・・・・・・・・・・ 主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	3年～20年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて
おります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

①断熱工事

当社の主な事業内容は熱絶縁工事業に属し、断熱材（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）の開発・販売・施工を主な事業としております。事業に係る主な履行義務の内容は、請負契約に基づく吹付工事の施工等となっております。取引価格は、原則として顧客との合意に基づいた工事請負契約の金額で測定しています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

原則的にすべての工事について一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務として進捗度に応じて収益を認識し、取引開始日等から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法を適用しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、

発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識する方法を適用しております。

これらの取引の対価は、契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②商品販売

断熱施工用機械、ウレタン原料及びその他副資材の販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、当社が取引先に販売手数料として支払っていたリベートについて、従来販売費及び一般管理費に計上していましたが、取引の実態に鑑み変動対価や顧客に支払われる対価とし、売上高から減額する方法に変更しています。同様に、従来営業外費用で計上していた売上割引についても、売上高から減額する方法に変更しています。工事については、一定の期間にわたり充足される履行義務として進捗度に応じて収益を認識し、取引開始日等から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合(アウトプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収すること

が見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

この結果、当事業年度の売上高が106,951千円減少し、売上原価が11,798千円増加しています。販売費及び一般管理費が92,160千円、営業外費用が26,589千円それぞれ減少しました。営業利益は26,589千円減少しておりますが、経常利益、当期純利益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」と「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,134,438千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債務	4,812千円
3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。	
受取手形	1,251,718千円
売掛金	4,506,504千円
契約資産	1,140,638千円
4. 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高	52,589千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高 営業取引 売上原価	57,630千円
2. 顧客との契約から生じる収益	
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載して おりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表（収益認識に関する注 記）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数
普通株式 34,760,000株

2. 当事業年度末日における自己株式の数
普通株式 3,447,171株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2022年3月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
配当金の総額 646,217千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 20円00銭
基準日 2021年12月31日
効力発生日 2022年3月28日

4. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2023年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項
配当金の総額 751,507千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 24円00銭
基準日 2022年12月31日
効力発生日 2023年3月29日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延原料交付益	14,812	千円
未払費用	51,126	//
決算賞与未払金	41,034	//
未払事業税	34,284	//
賞与引当金	6,086	//
在庫評価引当金	3,761	//
敷金償却費	4,463	//
貸倒引当金	28,529	//
資産除去債務	12,100	//
減価償却超過額	12,983	//
その他	33,488	//
繰延税金資産合計	242,666	千円

繰延税金負債

資産除去債務	8,443	千円
その他	9	//
繰延税金負債合計	8,452	千円

繰延税金資産純額 234,213 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 //
住民税均等割	1.1 //
その他	△0.1 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に熱絶縁工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金及び外部からの借入で充当しております。一時的な余資は安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。売掛金のうち一部は、割賦販売取引等回収が長期にわたるものであり、経済情勢の悪化等により回収に疑義が生じる可能性があります。営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に機械装置に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、1年以内返済予定長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、主として決算日後1年以内に返済期を迎えるものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産	6,898,860	6,897,340	1,520
資産計	6,898,860	6,897,340	1,520

※ 「現金及び預金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「短期借入金」、「長期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(注1) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	16,988

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
受取手形、売掛金及び契約資産	6,328,311	568,608	1,941
合計	6,328,311	568,608	1,941

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価:	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価:	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価:	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	6,897,340	－	6,897,340
資産計	－	6,897,340	－	6,897,340

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- ・受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、熱絶縁工事業及び付帯業務の単一事業であり、戸建て住宅向け断熱材施工、建築物向け断熱材施工、防水、その他(商品販売)の4部門から構成されております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報に関しましては、部門別で開示しております。

(単位：千円)

	戸建部門	建築物部門	防水部門	その他(商品販売)部門	合計
財又はサービスの移転時期					
一時点	13,873,456	—	315,961	4,642,022	18,831,438
一定の期間	—	6,838,766	—	—	6,838,766
顧客との契約から生じる収益	13,873,456	6,838,766	315,961	4,642,022	25,670,205
外部顧客への売上高	13,873,456	6,838,766	315,961	4,642,022	25,670,205

(注) その他(商品販売)には、機械販売446,743千円が含まれております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な部門における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3.当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位： 千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,120,646
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,758,222
契約資産（期首残高）	826,110
契約資産（期末残高）	1,140,638
契約負債（期首残高）	41,171
契約負債（期末残高）	52,589

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

(単位： 千円)

	当事業年度
1年以内	2,890,897
1年超2年以内	291,713
合計	3,182,610

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
親会社及び法人主要株主等との取引について重要なものではありません。
2. 子会社及び関連会社等
子会社及び関連会社等との取引について重要なものではありません。
3. 兄弟会社等
兄弟会社等との取引について重要なものではありません。
4. 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ジャパン 断熱	-	断熱材施工 外注及び原料・資材の 販売	原料・資材販売 (注)	279,409	売掛金	77,126
				断熱材施工 (注)	27,888	買掛金	4,912

(注) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 254円41銭
2. 1株当たり当期純利益金額 47円99銭
なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益金額	1,549,154千円
普通株式に係る当期純利益金額	1,549,154千円
普通株式の期中平均株式数	32,279,270株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年12月19日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による行使価格修正条件付第2回新株予約権を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 割当日 2023年1月6日
- (2) 割当予定先 大和証券(株)
- (3) 発行価額 本新株予約権1個当たり302円
- (4) 発行総額 3,020,000円
- (5) 当該発行による潜在株式数
潜在株式数：1,000,000株（但し、全て自己株式が充当される予定です。）
- (6) 資金調達の額 882,520,000円（注）
- (7) 行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額は、889円（下限行使価額と同額）とし、上限行使価額はありません。下限行使価額は、889円（2022年12月19日の終値と同額（以下「下限行使価額」といいます。））とします。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

- (8) 本新株予約権の行使期間
2023年1月10日から2026年1月9日（ただし、当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとします。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
- (9) 資金の使途

全額設備資金に充当する予定であります。

- (注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社 日本アクア
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本アクアの2022年1月1日から2022年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社日本アクア 監査役会

常勤監査役 玉 神 順 一 ㊟

監 査 役 中 西 勇 助 ㊟

監 査 役 仁 科 秀 隆 ㊟

監 査 役 近 藤 弘 ㊟

(注) 監査役玉神順一、中西勇助、仁科秀隆及び近藤弘は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき24円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額 751,507,896円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数に関する規定の変更等を行うものであります。

(2)上記に伴う条数の修正、規定及び文言の加除及び修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12.<条文省略> 13. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)~(2)<条文省略> (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12.<現行どおり> 13. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 <削除> (3)会計監査人</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)~(2)<現行どおり> (3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

(株主名簿管理人)

第10条<条文省略>

2. <条文省略>

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての取扱いについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. <条文省略>

(議決権の代理行使)

第17条 <条文省略>

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

(株主名簿管理人)

第10条<現行どおり>

2. <現行どおり>

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. <現行どおり>

(議決権の代理行使)

第17条 <現行どおり>

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は10名以内とする。

<新設>

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. <条文省略>

3. <条文省略>

<新設>

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了の時までとする。

<新設>

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. <現行どおり>

3. <現行どおり>

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. <条文省略>

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. <条文省略>

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. <現行どおり>

3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2. <現行どおり>

(報酬等)
第30条 取締役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

第5章 監査役及び監査役会

(員数)
第31条 当社の監査役は4名以内とする。

(報酬等)
第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して、それぞれ株主総会の決議によって定める。

(取締役への委任)
第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)
第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)
第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)
第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議の方法)
第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)
第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

<削除>

<削除>

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<削除>

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

<削除>

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

<削除>

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

<削除>

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

<削除>

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

<削除>

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

<削除>

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第41条～第42条 <条文省略>

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第44条 <条文省略>

第7章 計 算

第45条 <条文省略>

(期末配当金)

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

<削除>

<削除>

第6章 会計監査人

第37条～第38条 <現行どおり>

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第40条 <現行どおり>

第7章 計 算

第41条 <現行どおり>

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない

<新設>

(中間配当金)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

当社は、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、独立社外取締役を過半数の構成員とする指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	取締役在任年数	取締役会出席回数	候補者属性
1	なかむら 中村 文隆	男性	代表取締役社長 Aquafoam Asia Associates 代表取締役	18年4ヶ月	20/20回	再任
2	むらかみ 村上 友香	女性	専務取締役 管理本部・財務経理本部担当	14年1ヶ月	20/20回	再任
3	ながた 永田 和久	男性	取締役 開発部・テクニカルセンター担当	1年	20/20回	再任
4	ふじい 藤井 豪二	男性	上席執行役員 住宅事業部担当	－年	－/－回	新任
5	うさみ 宇佐美 計史	男性	次席執行役員 建築事業部担当	－年	－/－回	新任
6	たかはし 高橋 義昭	男性		－年	－/－回	新任 社外 独立
7	けんもち 剣持 健	男性		－年	－/－回	新任 社外 独立

新任 新任候補者
 再任 再任候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なかむらふみたか 中村文隆 (1968年6月24日生)</p>	<p>1990年3月 ㈱シンコーホーム入社 1992年12月 ㈱イノアックコーポレーション入社 2001年3月 フォーム断熱㈱入社 2003年10月 BASF INOACポリウレタン㈱入社 2004年11月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2016年7月 Aquafoam Asia Associates 代表取締役 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 中村文隆氏は、2004年当社の創業以来、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、事業全般に関する戦略立案及び業務執行の責任者として、当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。</p>	1,005,800株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">むらかみゆか 村上友香 (1967年3月13日生)</p>	<p>1987年4月 衆議院議員事務所入所 1993年9月 ㈱セントラルホームズ入社 2004年12月 当社入社 総務部長 2009年2月 当社取締役総務部長 2012年8月 当社常務取締役 2013年3月 当社専務取締役 2022年4月 当社専務取締役管理本部・財務経理本部担当 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 村上友香氏は、当社入社以来、法務、人事総務、財務経理、広報、リスク管理での豊富な経験と実績を有しており、当社の管理部門を統括し、企業価値向上に貢献してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値の向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。</p>	280,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> なが た かず ひさ 永 田 和 久 (1966年7月1日生)	1992年 4月 日清紡ケミカル(株)入社 2012年 9月 NEDO(独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構) 出向 2016年 3月 当社入社 原料開発部長 2017年 3月 当社原料開発本部長 2018年 3月 当社取締役 2019年 3月 当社執行役員テクニカルセンター長 2022年 1月 当社上席執行役員開発部・テクニカルセンター担当 2022年 3月 当社取締役開発部・テクニカルセンター担当(現任) 【取締役候補者とした理由】 永田和久氏は、当社入社以来、施工現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を活かしたウレタン原料開発を通じて当社の事業領域の拡大に貢献し、2022年3月からは取締役として経営に参画しております。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人材と判断し、取締役候補者となりました。	8,200株
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> ふじ い こう じ 藤 井 豪 二 (1973年5月31日生)	1994年 2月 (株)ハウステック入社 2013年 4月 当社入社 2017年 3月 当社北陸・甲信越ブロック長 2019年 1月 当社北関東ブロック長 2020年 1月 当社執行役員 2022年 1月 当社次席執行役員 2023年 1月 当社上席執行役員住宅事業部担当(現任) 【取締役候補者とした理由】 藤井豪二氏は、当社入社以来、重要な営業拠点の責任者を歴任した後、執行役員及び住宅事業部の責任者として当社の主力事業である戸建部門を統括し、当社の事業の拡大に貢献してまいりました。今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> 宇佐美 計史 (1967年4月30日生)	1993年 4月 (株)大阪フェルナンデス入社 1997年 8月 住友林業ツーバイフォー(株)入社 2008年 7月 当社入社 2012年10月 当社東北ブロック営業部長 2016年 2月 当社建築営業部長 2016年 3月 当社取締役 2019年 3月 当社執行役員 2023年 1月 当社次席執行役員建築事業部担当 (現任) 【取締役候補者とした理由】 宇佐美計史氏は、当社入社以来、重要な営業拠点の責任者を歴任した後、建築事業部の責任者として当社の建築物部門の業務拡大を推進してまいりました。また、当社の取締役及び執行役員としての経験を通じて経営に関する十分な知見を有しており、今後も当社の重要事項の決定及び業務執行の監督といった取締役の役割を十分に果たし、当社の持続的な成長・企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。	13,700株
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div> たか はし よし あき 高橋義昭 (1955年12月6日生)	1978年 4月 (株)ダイエー入社 2004年 5月 同社取締役経営企画本部長 2005年 5月 同社取締役財務経理・総務人事管掌 (株)OMC (現SMBCファイナンスサービス(株)) 監査役 2007年 5月 同社常務取締役人事・人材開発、総務・法務担当 2012年 4月 シンクファクトリー高橋研究所設立代表 (現任) 2014年 4月 当社監査役 2014年 6月 パス(株)社外取締役 2017年 3月 フロンティア・マネジメント(株)取締役管理部長 2022年 5月 (株)ナルミヤ・インターナショナル社外取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 高橋義昭氏は、(株)ダイエー、フロンティア・マネジメント(株)等で要職を歴任し、企業経営・組織運営における豊富な経験を有しており、2014年3月から当社社外監査役を3年間務め、当社の事業内容にも精通しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> けんもち たけし 劔持 健 (1979年6月13日生)	2003年10月 中央青山監査法人京都事務所（現PwC京都監査法人）入所 2007年3月 公認会計士登録 2012年6月 劔持健公認会計士事務所設立代表（現任） 2013年6月 日本化学工業(株) 監査役 2015年6月 同社社外取締役（監査等委員） 2017年4月 (株)タカヨシ専務取締役 2021年12月 同社代表取締役副社長 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 劔持健氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に加え、(株)タカヨシ代表取締役副社長を始めとする経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、これらの経験や見識を活かした客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 高橋義昭氏は、2014年3月31日付で当社監査役に就任し、2017年3月28日付で退任いたしました。
- 3 高橋義昭氏及び劔持健氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 高橋義昭氏及び劔持健氏が社外取締役に選任され就任した場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 5 高橋義昭氏及び劔持健氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
- 6 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。高橋義昭氏及び劔持健氏を除く各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、いずれの候補者についても、選任後も被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員である取締役候補者は、指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	取締役在任年数	取締役会出席回数	候補者属性
1	こはらのぼる 小原昇	男性		一年	-/-回	新任 社外 独立
2	まつだゆき 松田由貴	女性	社外取締役	6年	20/20回	新任 社外 独立
3	ひぐちなおふみ 樋口尚文	男性	社外取締役	3年	20/20回	新任 社外 独立
4	にしなひでたか 仁科秀隆	男性	社外監査役	一年	20/20回	新任 社外 独立

新任 新任候補者
 再任 再任候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新任 社外 独立 小原昇 (1957年1月12日生)	1999年10月 国際証券(株) (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 大阪公開引受部長 2009年11月 (株)サンヨーハウジング名古屋 (現(株)AVANTIA) 取締役執行役員経営企画室長 2011年11月 同社取締役執行役員経営本部長兼経営企画室長 2018年4月 同社取締役執行役員社長室長 2018年11月 同社取締役関西事業部管掌 2020年7月 (株)エスコンアセットマネジメント コンプライアンス部副部長 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 小原昇氏は、国際証券(株)、(株)サンヨーハウジング名古屋等において要職を歴任されており、企業経営や建築・住宅産業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし業務執行に対する独立した立場から経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。	一株
2	新任 社外 独立 松田由貴 (1977年4月17日生)	2004年4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 最高裁判所司法研修所卒業 弁護士登録 (現任) 2016年1月 サンライズ法律事務所所属 (現任) 2017年3月 当社取締役 (現任) 2017年5月 (株)アズ企画設計社外取締役 2021年2月 日本弁護士連合会事務次長 2022年5月 (株)アズ企画設計社外取締役 (監査等委員) (現任) 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 松田由貴氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、企業法務にも精通しております。2017年3月から当社の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、当社の経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 新任 社外 独立 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>ひ ぐち なお ふみ</small> 樋 口 尚 文 (1973年3月19日生) </div>	<p>1997年10月 中央監査法人入所 2001年4月 公認会計士登録(現任) 2007年8月 みずほ証券(株)入社 2009年8月 日本公認会計士協会入職 2012年4月 東北大学会計大学院 准教授 2013年1月 太陽有限責任監査法人入所 2016年6月 樋口公認会計士事務所設立代表(現任) 日本紙パルプ商事(株)社外監査役(現任) 2018年4月 東北大学会計大学院教授(現任) 2020年3月 当社取締役(現任) 2022年7月 日本公認会計士協会理事(現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 樋口尚文氏は、公認会計士として企業の会計監査に従事されるとともに東北大学会計大学院教授も務められており、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。2020年3月から当社の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、当社の経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本總會終結の時をもって3年となります。</p>	一株

4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">に しな ひで たか 仁 科 秀 隆 (1979年3月25日生)</p>	<p>2002年10月 司法研修所卒業 弁護士登録（現任） アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）所属</p> <p>2003年 4月 日本銀行業務局</p> <p>2006年 5月 法務省民事局参事官室</p> <p>2011年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2013年 6月 (株)アイネス非常勤監査役</p> <p>2017年 3月 当社監査役（現任）</p> <p>2019年 3月 バリオセキュア(株)社外監査役</p> <p>2019年 4月 (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役</p> <p>2021年 6月 (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年11月 バリオセキュア(株)社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年12月 富士ソフト(株)社外取締役（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 仁科秀隆氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、企業法務・証券法関連分野に精通しております。2017年3月から現在まで当社の社外監査役を6年間務め、客観的かつ専門的な見地から当社の監査を行い、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、当社の経営全般の監督と適正な監査を担っていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>	一株
---	---	---	----

- (注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等」に記載の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 3 小原昇氏、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。小原昇氏、松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏が社外取締役に選任され就任した場合には、4氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 5 当社は松田由貴氏、樋口尚文氏及び仁科秀隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間において同契約を継続する予定であります。また、小原昇氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。小原昇氏を除く各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】本総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

なお、本総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、本総会後の当社における取締役会の構成及びスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	性別	企業経営	サステナビリティ ESG	営業 マーケティング	生産 品質管理	財務・会計	人事・労務 人材開発	法務 リスク管理
中村 文隆	代表取締役社長	男性	●	●	●	●			
村上 友香	専務取締役	女性	●				●	●	●
永田 和久	取締役	男性		●		●			
藤井 豪二	取締役	男性			●	●			
宇佐美 計史	取締役	男性			●	●			
高橋 義昭	社外取締役	男性	●				●	●	●
剣持 健	社外取締役	男性	●				●	●	
小原 昇	社外取締役 (常勤監査等委員)	男性	●	●				●	●
杉田 由貴	社外取締役 (監査等委員)	女性						●	●
樋口 尚文	社外取締役 (監査等委員)	男性					●		
仁科 秀隆	社外取締役 (監査等委員)	男性							●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠の監査等委員である取締役候補者は、指名委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 社外 独立 たまがみ じゅん いち 玉 神 順 一 (1949年5月21日生)	1972年3月 ブリヂストーンサイクル(株)入社 2002年2月 ブリヂストーンサイクル西日本販売(株) 取締役管理部長 2005年2月 ブリヂストーンサイクル東日本販売(株) 常務取締役 2008年2月 同社常務執行役員 2017年3月 当社社外監査役(現任)	一株
	【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 玉神順一氏は、ブリヂストーンサイクル(株)グループにおける管理部門の要職を歴任し、豊富な経験及び高い見識を有しており、2017年3月から現在まで当社の常勤の社外監査役を6年間務め、当社の事業内容等に精通しております。これらの経験や見識から、同氏が監査等委員である取締役に就任した際は、経営全般の監督と適正な監査を担っていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 玉神順一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3 玉神順一氏は、現在東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 4 玉神順一氏が就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
- 5 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。玉神順一氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員等個人が被る損害について填補することとされております。

③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者である役員等が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】 社外独立性判断基準

当社は、以下の社外独立性判断基準に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たしていると判断しております。

- ① 当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人に過去10年以内に就任したことがある者
- ② 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ③ 当社の主要な取引先（当社が製品若しくは役務を提供しており、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人
- ④ 当社の役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として当社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
- ⑤ 上記②～④までに過去3年以内に該当していた者
- ⑥ 上記①～⑤までに該当する者の二親等内の親族

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年3月28日開催の第13回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役分2千万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額3億円以内（うち社外取締役分は2千万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告18ページから19ページに記載のとおりですが、第2号議案、本議案及び第8号議案が原案どおり承認可決された場合には、同様の内容にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を新たに定める予定です。本議案は、新たに定める当該決定方針に沿う内容の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。以上のことから、取締役会は、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容は、2019年3月27日開催の第15回定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額70百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額等及び内容を定めることとさせていただきますと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告18ページから19ページに記載のとおりですが、第2号議案、第6号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合には、同様の内容にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を新たに定める予定です。本議案は、新たに定める当該決定方針に沿う内容の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。以上のことから、取締役会は、本議案の内容は相当であるものと判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、割当て対象者である取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額70百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年250,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、

当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から40年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位を喪失した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

- ①対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合には、死亡又は任期満了その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制

限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3F

電 話 03-6433-1905

交 通 品川駅 港南口より徒歩6分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩9分

